

## 回覧

令和4年11月11日

千福が丘自治会

生活環境部

# 犬の飼い主の皆様へ ～犬のふんを放置をしないでください～

日頃、自治会活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、自治会に犬のふんに関する苦情や相談が寄せられております。

道路、玄関先、公園など犬のふんで迷惑を受けている人は少なくありません。

他人の犬のふんを始末することは不愉快なものですし

場合により、下記の法律が適用されるケースがあります。

### ① 軽犯罪法

軽犯罪法では以下の場合、罰則対象になるとされています。

『公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を棄てたものを勾留または科料で処罰できる。』

犬のふんはその中の『その他の汚物』とみなされ、放置すると罰則が課せられます。

### ② 廃棄物処理法

廃棄物処理法では、廃棄物を以下のように定義されています。

『ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの』となっており、犬のふんはこの『廃棄物』に含まれ『廃棄物処理法』が適用され、違反者には5年以下の懲役、または1000万以下の罰金が発生します。

犬を散歩する時は必ずリードをつけて、飼い主の責任において、

ふんは必ず持ち帰り処理してください。

又、尿についても水で洗い流すなどの配慮をお願いします。



以上